



新年度がスタートして、校庭で元気に遊ぶ子供たちの姿がみられるようになりました。一方で、休み時間にけがをして来室するお子さんも多くなってきました。

学校で万が一、けがをしてしまった場合の保険制度について説明いたします。

### 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入について

これは、学校管理下でけがなどをして通院した場合、初診から治癒までにかかった費用の額（医療保険で言う10割分）が5,000円以上（健康保険で3割自己負担の場合は、1,500円以上）の場合に申請すると、その治療費や見舞金を保護者の皆様に給付する制度です。

\*「仙台市子ども医療助成制度」を利用した場合も、治療にかかった診療点数の合計が500点以上だった場合は、支給対象になります。

#### 給付が適用になる学校管理下の範囲

- (1) 授業中(学校行事や校外学習などの校外での活動も含まれます。)
- (2) 休憩時間中(朝の始業前・業間休み・昼休みなど)
- (3) 通常の経路および方法による通学(登下校)中など



安全には十分配慮して指導をしておりますが、思いがけないけがが起こることもありますので、加入していると安心な制度です。令和4年度、仙台市立学校全体の加入率は、99.4%と高くなっています。

本日配布したプリントをよくご覧いただき、加入に同意いただける場合は、**4月19日(水)までに同意書**を担任までご提出ください。掛け金(児童一人に対して460円)は、後日学年費と一緒に、口座から引き落としになります。

■加入に同意されない場合は、連絡帳等で学級担任までお知らせください。